

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和4年7月13日(水) 午前11時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番	鈴木勝利
2番	藤田尚美
3番	秋山泉
4番	甲斐徳之助
5番	伊藤裕一
6番	池辺己実夫
7番	諸橋太一郎
8番	市川圭一
9番	長田麻美
10番	山本伸子
11番	守屋常雄
12番	加川裕美
13番	北島登
14番	杉森弘之
15番	須藤京子
16番	黒木のぶ子
18番	柳井哲也
19番	石原幸雄
21番	遠藤憲子
22番	利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和 4 年第 2 回牛久市議会臨時会会期日程

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	7 月 1 3 日	水	午前 1 1 時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議 案 上 程 （ 2 9 号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

令和４年第２回牛久市議会臨時会

議事日程第１号

令和４年７月１３日（水）午前１１時開会

日程第１． 会議録署名議員の指名

日程第２． 会期の決定

日程第３． 議案第２９号 令和４年度牛久市一般会計補正予算（第３号）

午前 11 時 04 分開会

○杉森弘之 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、令和 4 年第 2 回牛久市議会臨時会を開会いたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○杉森弘之 議長 会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、10 番山本伸子議員、11 番守屋常雄議員をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第 29 号の 1 件であります。

次に、市長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分した報告第 8 号の 1 件について、同条第 2 項の規定により報告がありましたので、サイドブックスへの登載をもって報告済みといたします。

次に、令和 4 年第 2 回定例会で可決した旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の ZEB 化のさらなる推進を求める意見書、保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の 3 件については、内閣総理大臣ほか関係機関へそれぞれ提出いたしましたので報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第 121 条の規定により出席した者は、サイドブックスへ登載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 29 号の 1 件を議題といたします。

議案第29号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回の牛久市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては出席を賜り、開会できることを感謝申し上げます。

本臨時会に提出しました議案は補正予算の1件でございます。議案第29号は、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額に2,019万4,000円を追加し、予算の総額を278億7,406万1,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、繰入金は、補正予算計上に伴い財政調整基金の繰入金を増額計上するものでありまして、歳出といたしましては、土木費、結束川調整池整備工事費の増額計上であり、教育費は、委託料請求事件に係る東京高等裁判所の控訴審判決に基づき賠償金を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第29号についての質疑を許します。15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、議案第29号についての質問を数点させていただきたいと思えます。

まず1点目は、歳出のところでございます教育費、保健体育費の中の牛久運動公園の運動施設を運営するのところで、賠償金という支出が掲げられているんですけども、そのことについてであります。

そもそも、この控訴審が牛久市の全面的な敗訴という形で決着した。それに伴って賠償金を支払わなきゃいけないということで、これは延滞金も含めて利息がかかりますから、早急に解決しなければ利息がかさむだけということなので、その点は致し方ないのかなというふうに、解決を図るべきだというふうに思いますが、ちょっと振り返ってみたいと思えます。

まず、このNPO法人から提訴されるに至ったそもそもの出発点なのでありますが、このボール管理料、これを委託料の中からこの該当されているという料金を相殺するという形を取って支出したことによってNPOが提訴したということになりますけれども、これは弁護士と相

談の上行ったというふうに私は記憶しているんですが、その判断はどうだったのか、どういうところでどういうふうな判断を行い相殺という形を取ったのかという点について伺いたいと思います。

それから2つ目の点といたしましては、この裁判所の判決文を読みますと、ずさんな管理、運営だったというふうに思います。その要因はいろいろ裁判所でも事実認定をしているところではありますが、こうした体制となってしまうていたというのは、たまたまそこに配置されている職員の資質の問題なのか。あるいは、はたまたそうした職員体制も含めた管理、市としての体制が整備されていなかったのか。その点についてをどういうふうに受け止めていられるのかということ。

それから3点目に、この裁判を通じて、そして判決を受けて、市としてはこの点をどういうふうに受け止めたのかということについて伺います。

そしてこの判決、厳しい判決でしたけれども、この委託業務契約、これはプールに関してですが、ほかのところにも、あるいはこういった落とし穴というか、この契約に関する特記仕様書、ここの中に甘さがあるのではないかなというふうに、そこを想定していなかったから当初の契約を結んだということにはなるんだろうと思いますけれども、こうした裁判、判決を受けて、牛久市の中では今後どういうふうに生かし、見直しを図っていくのか、その点について伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 高橋です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、そもそもの、その一番最初の質問であります相殺した経緯のところについて御説明させていただきます。

遡ること平成28年8月ですけれども、県南水道企業団のメーター検針におきまして今回の水道料が発覚したわけでございます。その後、相手方、NPOのほうなんですけれども、と協議、双方聞き取りなどを行った結果として、当時、市には落ち度がないと。本契約書の中に、責任者はプール水の全般管理を行うこと、それから責任者はプールに係る設備機器全般の管理を行うことということに反しているとその時点では判断をいたしました。当然、こちらにつきましては市の担当者だけの判断ではなく、顧問弁護士のほうにも相談をした上でそのように解することができるのではないかと判断をいただいたものですから、その際にこの判断をいたしました。平成29年4月に、上記理由により相手方に水道料の請求を行いまして、5月、市議会全員協議会においてそれまでの経緯のほうをお話しさせていただいたかと思います。

その後も相手方と協議は行っはいたものの、平行線をたどってしまったため、平成30年2月に、こちらの弁護士を通じまして相手方の代理人へ相殺の通知書を送付させていただいた

という流れになっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 御質問の、この判決につきましてどういうふうに受け止めたのかというところでありますけれども、非常に、10年以上にわたってのトラブルなく業務を受託しておりましたNPO側に対する任せきりの体質といいますか、そういった部分もあったというのも事実だと思います。また、任せきりだった以上、非常に立証する証拠ですね、そういった部分も非常につかむのが難しかったというところがあります。非常に、市側の主張を認められなかったというところがあります。

また、他の契約のものはあまりないのか、どういうふうに生かして、見直していくのかということでありますけれども、担当である契約検査課のほうも、特記仕様書、契約に関してほかの事案についても厳しくチェックをして、このような債務負担で長期にわたる契約の場合には十分に厳しくチェックをしていく、そのように考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただいた、そもそも論の委託料の中から当該料金を差し引いた、相殺したということ、ここには法律家の判断も入っていたということになりますね。ただ、一方で、その事業内容に関してはNPOに任せきりだったというようなことが御答弁の中にあったというふうに思います。そうしますと、それはそのNPOの体制をチェックすべきであった牛久市のその管理体制ですね、業務が正しく行われているかということが、行われているというふうに判断する、その体制は牛久市のほうではできていなかったというふうに私は判断するんですが、それはそもそもが個人的な職員の怠慢があったのか。全体的な中でそうした部分が欠落していたのか。その点の責任をどう市としては取るのか。これ、市民の税金を全部使うわけですよ。ましてや延滞料金、七十何万円ですか、それを払うということ。そうした点を含めて、まず、そもそも自分たちの管理体制がどうだったのかという検証、そしてそれを相殺するという形を取ってしまったことによって延滞金が生ずるような形を取ってしまう、そうしたことの判断に対しての甘さ、それから、今後の契約の中での見直しは様々な種類によって違うというふうに思いますが、それでは少なくとも現在の、今プールのほうは行われておりませんから何とも言えないんですけども、少なくともそういうものについては、例えば休業日の取扱いであるとか、様々な点が裁判の中でも言われておりましたよね。そこはNPOで言えば業務に入っていなかったというような細かい点があったと思います。そうした点も含めて、今後の中に生かしていくために今どういうふうにお考えなのか、その点について

伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 職員の資質の問題なのか、あるいは管理体制の問題なのかということでもありますけれども、当時の体制は、NPOにやはり10年以上も、職員も数度にわたって、施設の設置管理者としての責任がもちろんありますので、その点につきましてはNPOに任せきりというのではなくて、プールの体制を折に触れその確認、チェックというのは必要だったんだと思います。ただ、10年以上にわたってバルブ操作等も十分に任せた運営をしておりますので、その間問題はなかったということがありますので、そういったものを踏まえたと、相対的に考えますと、職員もやはり確認不足といいますか、若干その体制の問題もあったんだと思います。あとは、任せきりであったその部分と、あと今回の裁判の、契約書が原則になりますので、契約書に書かれた業務内容と実際の業務とのそご、そこがやはり問題だったのかなと思います。

あと、個人に対する求償といいますか、そこなんですけれども、今回の判決に関しましては、市のほうは当時のその職員、NPO側の証言ですとかあるいはこれまでのやり取りの中で、プール10杯分にも及ぶ500万円を超える水が実際に結果的にどうなったのか、どこに行ったのかというのは明らかになっていません。NPOのほうは、老朽化に伴って地下に流れた、あるいはほかの学校が使っていますので、教職員が多少触ったんではないかとかというところで展開しています。受託した業者として水の管理が特記仕様にも書かれておりますので、その責任もどいう部分、受託業者として水が、10杯分の水がどうなったのかも分からないような業者としての責任はどうかというのも市のほうは今も思っております。ですので、判決は結果として受けますけれども、結果的に市のほうはNPOがバルブ操作をしたというのを今も考えてはおります。ですので、そういったことを踏まえたと、職員に求償というのは今のところ考えておりません。

また、今後生かしていくのかということでもありますけれども、いろんな契約の中で、特記仕様書あるいは契約の中身は原理原則、争いになったときには大変重要になりますので、契約検査課担当のほうにも厳しくチェックするように伝えまして、今後こういったことのないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私もこの事件に関しては、私たちの立証が認められなかったということ、非常に残念であり、ただ、法の判断ということはこれ真摯に受け止めなければならないということでございます。この先様々な方が立証しても恐らく同じような判決になるのだろうということで

ございまして、それだからいいのかなということで僕は思っていますけれども、ただ、そういうことを2回もこういう出てきますと、これもちょっと致し方ない状況なのかなと思います。

その委託を介した時期にございまして、お互いの、市とNPOのコミュニケーションが非常に取りづらい、そういう環境を招いた環境というのも早く改善すればよかったでしょうが、なかなか職員もそのNPOに対して様々なこと言うこともできない。そして、それを言えないというのもちょっとだらしなない話でございますけれども、そういう環境であったということも、これは職員をちょっと責めるわけにもいかないのかなということも私は個人的に思っています。ですから、そういう環境をこれからはないように、私は今様々なNPO、それからいろんな団体に委託をしてございますが、しっかりとその職員に、その管理されている職員と、しっかりと職員をコミュニケーションできるように、そして、お互いのそういうものの運営に対してのしっかりした疎通ができることがこれからの大きな道だと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。10番山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 それでは、何点か質問させていただきます。

この判決内容の理由を見ますと、プール開放日における運営全般の業務のみにこのNPOの委託の業務が限られているということで内容になっておりました。そうしますと、このプール開放日以外の施設管理はどこの責任かというところ、もう一度明確にお答えいただきたいと思います。

そしてこの判決文を見ますと、市の控訴人ですね、控訴人の職員も自動バルブの存在及び操作方法を知らなかったことという記述があったり、控訴人の職員、結局、市の職員ですね、その職員が手動バルブが開放され続けたことによるものであることを認識していたものと認められ、それにもかかわらずその後も被控訴人の職員が手動バルブを開放し続け、かつ控訴人の職員が手動バルブの開放に注意を払わなかったとは容易に想定し難いというような、市の職員に注意義務違反があったのではないかという記述がございます。これに関しての市の受け止め方をもう一度伺いたいと思います。

以上2点です。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

まず1点目の、開放日以外の部分での責任はどこにあったかということなんですけれども、今回のこの業務委託の中で、プール開放につきましては基本的にはNPOに全て委託をしているということで契約をして、当時していたという認識でおりました。ただ、契約書についておりましたカレンダーですね、人数が入っている、監視業務日という下での人数が入っているカ

レンダー、ここに要はプール開放日ではない日がバツがついております。開放日には、人数の丸数字で囲ったものなんですけれども、そちらが入っております。そこについて、今回の裁判所の判断として、バツがついているところというのは業務開放日ではないというふうに判断を受けたということでございます。当時、こちらの契約をした際に着手届というのを頂いておりました。そちらでは、5月1日から9月30日まで153日間、これはこのカレンダー上バツのついてない日も含めた153日間でしたので、我々としてはNPO側にその部分も管理する責があったというふうに判断をしておりました。ただ、今回の判断では、その部分についてはNPOの責において見るべきところではないというふうに判断をされたというふうに考えているところでございます。

手動バルブの操作、これも実際にNPOの職員が行っていて、市の職員の許可の下行っていた。それをそのまましておくということは想定できないという話、判断がされたわけです。これは先ほどの須藤議員からの御質問の中にもあったとおり、市の職員としてその部分の監督というのがやはり任せきりになっていた部分というのがあったというのも考えますと、きちんと開けた、閉めたの部分というのを見ていなかった部分というのはどうしてもあったのではないかと考えざるを得ないかなと、この判断を受けて現課長としてはそのように感じているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ちょっと分かりにくかったので、プール開放日以外の施設管理はNPOではないということは、それでは市の監督責任となるのか、施設管理者の責任になるのか、ちょっとそこら辺がはっきり分からなかったもので、そこを確認したいと思います。

そして最近の報道を見ますと、地方自治法では、役所の物品の損傷などで故意か重過失が認められる場合は職員に損害賠償を請求できると規定していると、重過失に当たるかどうかの判断は自治体の裁量に委ねられているとなっております。今回、こうやって職員が賠償責任を負うわけではなく、市民の負担になったわけですね、600万円近くが。先ほどの指名排除の問題とも関わってきますけれども、やはり市民への負担ということにこの結果としてはなっているわけなんですけれども、そういう意味では、この地方自治法の重過失に当たらないと判断されたその経緯をお伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

私のほうから、最初のほうの監督責任のところなんですけれども、我々としては、裁判所の判断が今回はそのような日数、数字の入っているところだけがNPO側の業務日であるという

判断をしたということです、あくまでも、今回裁判を進めていく中でずっと主張してまいりました5月1日から9月30日まではNPO側に責があったというふうに、私どものほうとしては考えているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 御質問の重過失は当たらないと判断したというところなんですけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、10年以上にもわたってこのNPOが何ら問題もなくプールの管理の委託を受託をして事業を行っていた。ある28年のその月に、ベテランのマネジャーが退職をされた。NPO側ですね。それで、最初のプール水にこの過大水量が発生した。それは、NPO側に確実な引継ぎがなされていなかったのではないかと推測がされるところです。これは裁判で認めていただけなかったというのが非常に残念なところですけども、そういった状況もあって、そして契約書の中にも、プールの開始時、終業時にはバルブの確認を操作をすることというのが特記仕様にもあります。また、プール水の管理全般を運営を任せるという特記仕様の中の表記もございます。そういった分ありますと、500万円にも及ぶプール10杯分、数日の日の中に、というか水の管理、それがどうなったのかを受託業者が分からないという結論に達した。職員はもちろンプルの操作、当時この裁判の中では、当時の担当課長以下2名ぐらいの職員が管理は確かによく分かっていたというのではありません。それは4月に異動してきたからというのがありますけれども、そういった分もありまして当時の証言で職員は分からなかったのもあります。ただ古い職員は、操作は分かっていた職員はもちろんおります。その裁判の中ではなかなかそこが通らなかったというのがありますけれども、そういったものを踏まえたと、水がどういう状態でどう出たかの明らかになっていない以上、その重過失云々という、職員に対しては当たらないと判断したところであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も先ほど申しましたけれども、この事件の大きな根幹の問題は、職員が任せきりにしていたこと、それから職員がその団体に何も言えないような状況であったこと、言わなかったことの状況であったことが一番私は根幹の大きな、このような事件の原因だと思います。そして先ほど、職員そういうものどうなのかと話しました。私もいろんな、今までやり取りの、それでいろんな裁判所、個人的なもののいろんなことを見ました。そしてこれは私もこういうことで、何ていいますか、これは裁判しなきゃいけないということで、その間の裁判のことで相手の方のNPOの方といろんなちょっと私のほうにコンタクトもございました。でも、一切私は裁判上のことということで、一切個別的な裁判の話はしたことはございません。

ですからそういうことで、やはり私も先ほども言ったように、もう本当に認められなかったということは不服でありますし、ましてや弁護士の先生もお話したときも私もなかなかこれは理解できない部分があるということなので、本当に残念というか、その言葉しか私にはございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第２９号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２９号については、会議規則第３７条第３項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第２９号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第２９号についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドブックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

それでは進めます。議案第２９号、令和４年度牛久市一般会計補正予算（第３号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和4年第2回牛久市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 山 本 伸 子

署名議員 守 屋 常 雄